

阿蘇家保だより

平成27年10月号

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

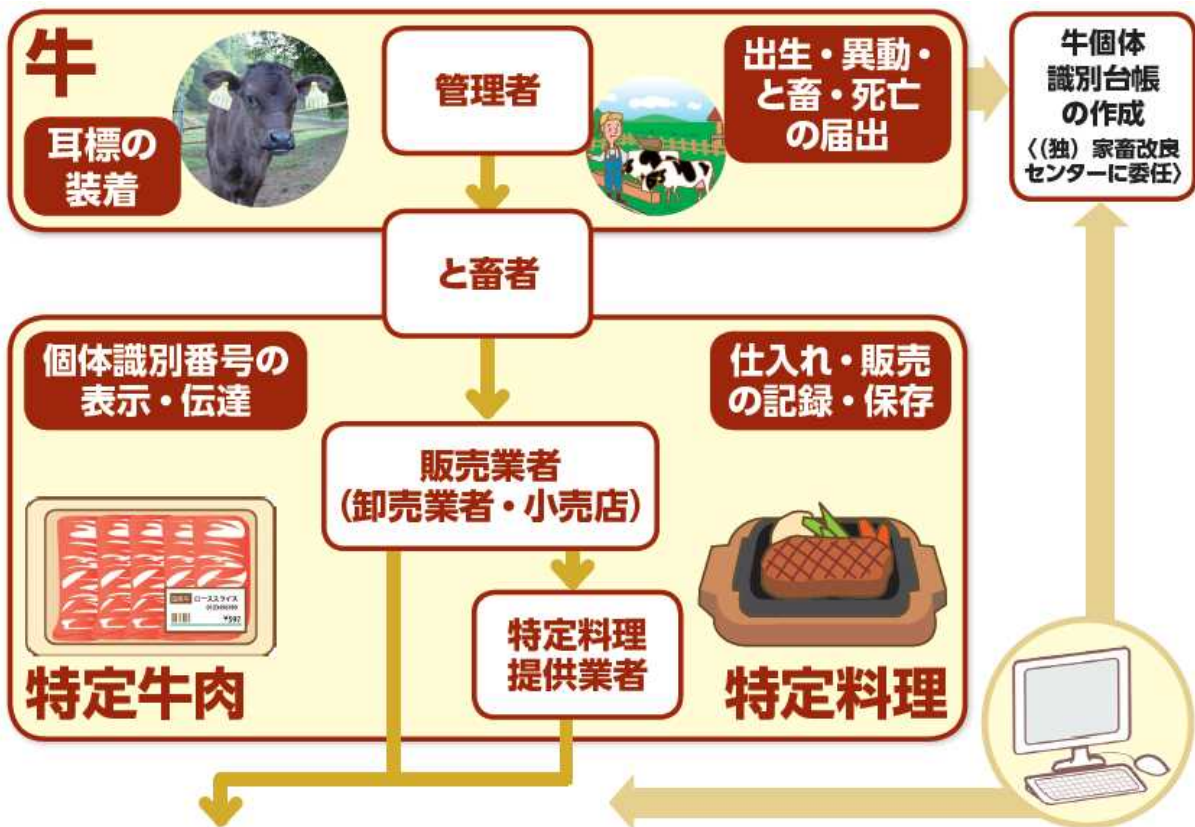
〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612

牛トレーサビリティ制度とは??

平成15年、**BSE**のまん延防止措置の的確な実施を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において個体識別番号を正確に伝達することにより、消費者に対して個体識別情報の提供を促進するために、「**牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法**」（牛トレーサビリティ法）が施行されました。

この法律により、牛の両耳に10桁の耳標（個体識別番号）を付けることになりました。この10桁の番号で、その牛の出生からと殺・死亡までの飼養地などが記録されます。また、と殺され牛肉となってからは、消費者に提供されるまでの生産流通履歴情報の把握が可能となりました。



(独) 家畜改良センターのホームページにアクセスし、個体識別番号を入力することで、その牛の情報をみることができます。

<https://www.id.nlbc.go.jp/>

携帯電話用 <http://www.id.nlbc.go.jp/mobile/>



牛トレーサビリティ法の遵守徹底をお願いします

平成27年7月31日に熊本県内の酪農業者が、牛の誕生日を実際より遅く届出たとして、九州農政局から正しい届出や改善を求める催告を受けました。その後、平成27年9月25日に、新たに熊本県内で2戸、佐賀県内で1戸の酪農業者が届出義務違反として、催告を受けました。

※違反内容は以下のとおりです(農林水産省HPより)。

届出義務違反は、牛トレーサビリティ制度に対する消費者をはじめ関係者の**信頼を揺るがすものであり、あってはならない行為**です。

出生、死亡、譲受け、譲渡しを行ったときは、遅滞なく適正に届出を行い、牛トレーサビリティ制度の認識を深め、法律遵守の徹底をお願いいたします。

催告日： 平成27年7月31日

熊本県 平成15年12月1日から平成27年1月8日までの間に出生した牛871頭のうち、**596頭**について、実際の誕生日から、1日から最大39日まで遅らせた日を誕生日として届け出たこと。

催告日： 平成27年9月25日

熊本県 平成15年12月1日から平成27年2月4日までの間に出生した牛 884頭のうち、**5頭**について、実際の誕生日から、3日から最大23日まで遅らせた日を誕生日として届け出たこと。

佐賀県 平成15年12月1日から平成27年8月7日までの間に出生した牛 996頭のうち、**118頭**について、実際の誕生日から、1日から最大66日まで遅らせた日を誕生日として届け出たこと。

熊本県 平成15年12月1日から平成27年3月10日までの間に出生した牛 778頭のうち、**446頭**について、実際の誕生日から、1日から最大79日まで遅らせた日を誕生日として届け出たこと。

牛トレーサビリティ法に違反すると・・・

例えば…

出生年月日や品種などを偽って届出した場合、**行政処分や罰則の対象**になったり**補助事業に参加できなくなる**ことがあります！

【事例】

A県の酪農家は、生まれた乳用雄や交雑種子牛の生年月日を故意に遅らせ、事実と異なる日で届け出ていました。

農政局が立入検査したところ、この酪農家は「子牛市場に上場する際、発育を良く見せるため、出生の年月日を遅らせていた」ことがわかり、行政指導(催告)を受けました。

その結果、当該子牛は、補給金や補助事業の月齢要件を満たしていなかったことから、この酪農家は、**補給金及び補助金相当額の賠償を求められました。**

～牛トレーサビリティ法に基づく届出方法～

牛が生まれたとき、牛を譲り渡したとき、牛を譲り受けたとき、牛が死亡したときは以下の方法で適切に届出をしましょう！

牛が生まれたとき

届出方法

両耳に 正面向きに
耳の真ん中に

**個体識別
耳標の装着**

出生の届出

耳標が両耳に装着されていない牛の取引は法律で禁じられています。

- ・自分の農家コード番号
- ・子牛に装着した耳標の番号
- ・生年月日 ・雌雄の別
- ・母牛の個体識別番号
- ・牛の種別

牛を譲り渡したとき【転出】

牛を譲り受けたとき【転入】

異動の届出

- ・自分の農家コード番号
- ・牛の個体識別番号
- ・異動内容（転入又は転出）
- ・異動（転入又は転出）日
- ・相手先の農家コード番号（または、農協・家畜市場、家畜商等のコード番号）

牛が死亡したとき

死亡の届出

- ・自分の農家コード番号
- ・牛の個体識別番号
- ・死亡の年月日
- ・相手先（処分先）のコード番号

届出方法

「出生」や「異動」の届出は


パソコン **電話（音声応答システム）** **携帯電話**

が簡単・確実です！

- ・FAXのような送信エラーの心配がありません。
- ・届出当日に届出内容がデータベースに反映されます。パソコン（パソコン用webサイト）及び携帯電話（携帯電話用webサイト）では、データベースに登録されているあなたの農場のすべての牛のリストをみるすることができます。

インターネット報告の手順

パソコンからは <https://www.id.nlbc.go.jp> にアクセス → 「パソコン報告システム」へ！

携帯電話からは 

<http://www.id.nlbc.go.jp/report/>

電話（音声応答システム）の手順

〈届出先の電話番号〉

- ☎ 固定電話から **186-0037-80-1777**
- ☎ 携帯電話（PHS等含む）から **186-0248-48-0594**

→ 音声ガイドにしたがって操作を行ってください。

※電話回線の種類についてのご注意
電話（音声応答システム）をご利用の際は、電話機をトーン信号発生可能な状態に切り替えてください。

・届出は、できる限り速やかに、また間違いのないよう行いましょう！届出が遅れると、牛の取引、耳標の配布等に支障をきたします！

耳標が脱落したとき⇒速やかに再発行の手続きを行い、再装着してください。

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地	発生日	畜種	型
高病原性 鳥インフルエンザ	台湾	8月25日	あひる	H5N8
		8月1日～8月27日	地鶏	H5N2
	韓国	9月14日～9月22日	あひる	H5N8

毎月20日は家畜防疫の日

毎月20日は飼養衛生管理基準の自己チェックおよび農場消毒を行う日です。口蹄疫や鳥インフルエンザ、PED等の家畜伝染性疾病の侵入を防ぎ発生を予防するためには、地域一帯の衛生水準を上げる事が重要です。

農場を守るため、**20日の飼養衛生管理の自己チェックと消毒を習慣化**させましょう！

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。

下記アドレスもしくはQRコードより、登録用ホームページへ！

<http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/>

